

広島県告示第六百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十二年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・一五二号深江林ヶ原線及び三・三・一五三号大國滝ノ

下線

三 事業施行期間

平成二十二年七月八日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県廿日市市大野字護安、大野原四丁目及び大野字城山境内

使用の部分

広島県廿日市市大野字護安及び大野原四丁目地内